

令和5年度習志野市障がい者地域共生協議会 第3回全体会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月14日(木)午後1時30分～3時30分

2. 開催場所 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 統括施設長 松尾 公平

【副会長】 特定非営利活動法人 1to1 理事長 武井 剛

【委員】

八千代地域生活支援センター 精神保健福祉士 恩田 信幸

らいふあつぷ習志野 主任相談支援員 水野 郁子

ひまわり発達相談センター 主任主事(ケースワーカー) 張替 優子

高齢者支援課 主幹 岡澤 早苗

習志野市社会福祉協議会 生活支援課 生活支援係 係長 河道 清人

生活相談課 主査補 恩田 健

社会福祉法人習愛会 あきつ園 相談支援専門員 浅川 時嗣

あじさい療育支援センター 主査 江藤 文

健康支援課 主査 田嶋 越子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭 坂中 航太(代理出席 樋口 祐己)

千葉県千葉リハビリテーションセンター 副参事 景山 朋子

子育て支援課 主事 真野 愛弓

総合教育センター 係長・指導主事 高橋 大悟

習志野障がい者ネットワーク(習志野ダウン症児者親の会あひるの会) 会長 小林 紳一

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立船橋特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 村田 光代

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 荻野 智美

NPO 法人 希望の虹 理事長 豊嶋 美枝子

みんなのいいさん家 介護福祉士/介護支援専門員 半田 智子

習志野障がい者ネットワーク(習志野八千代心の健康を守る会) 副会長 喜田 敬子

中核地域生活支援センター まるっと 習志野圏域グループホーム支援ワーカー 森井 真理
アシザワ・ファインテック(株) 設計課・人事総務課 部長 伊藤 崇博
千葉県立八千代特別支援学校 就労支援コーディネーター 阿利 泰子
船橋公共職業安定所専門援助部門 統括職業指導官 古市 佳子
地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子
ゆいまーる習志野 グループホーム 統括相談員(障がい)・看護師 星 眞木子
習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 酒井 久美子

習志野市基幹相談支援センター りん 市原 裕介

【事務局】

健康福祉部障がい福祉課 課長 北田 順一

健康福祉部障がい福祉課 主幹・企画係長 藤代 薫

健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里

健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理

健康福祉部障がい福祉課 主事 清川 直哉

健康福祉部障がい福祉課 主事 野上 祥平

健康福祉部障がい福祉課 主事 田崎 大介

【傍聴者】

1人

4. 議題

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

(2)第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画(案)について

(3)習志野市障がい者地域共生協議会令和5年3月提言書への回答について

第5 その他(事務連絡等)

5. 会議資料

資料1 席次表

資料2 第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画(案)

資料3 第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画 概要版
(案)

資料4 習志野市障がい者地域共生協議会令和5年3月提言書 回答

資料5 広報紙ならとも 令和6年3月号

その他 相談支援部会資料(ならとも拠点システムにおける現状と課題、介護保険サービス移行におけるフローチャート(案))

6. 議事内容

開会

【松尾会長】

それでは、ただ今より、令和5年度 習志野市障がい者地域共生協議会 第3回全体会を開会する。本会議は、規定により会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は、27名である。よって、本会議は成立した。

なお、坂中委員の代理として、樋口様が出席となっている。欠席は、習志野商工会議所 岡畑委員、産業振興課 吉野委員、中核地域生活支援センターまるっと 菊地委員の3名である。また、ひまわり発達相談センターの張替委員が途中退席する。

第1 会議の公開

【松尾会長】

日程第1 会議の公開について

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。

ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよろしいか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、定員に達するまでの間は、随時、傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきました。

い。非公開となった場合は、指示に従っていただく。

第2 会議録の作成等

【松尾会長】

次に、日程第2 会議録の作成等についてお諮りする。会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに異議はあるか。

～異議なし～

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

第3 会議録署名委員の指名

【松尾会長】

続いて、日程第3 会議録署名委員の指名についてお諮りする。前回の第2回全体会で、運営会議委員が輪番制で務めることとした。

よって、今回は、武井副会長、内山委員を指名するが、これに異議はあるか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

第4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

【松尾会長】

続いて、日程第4 報告(1)各部会より会議報告及び協議について、報告をお願いする。

はじめに、相談支援部会よりお願いする。

【恩田(信)委員】

主なテーマとして二つ検討してきた。

一点目は、ならとも拠点システム(習志野市地域生活支援拠点等)における現状と課題についてである。課題としては、1. 裾野をどう広げるか、2. 周知啓発、3. 拠点コーディネーターの不在、4. 事前の登録情報がないという4つの課題について協議を行っている。相談支援部会だけでは協議が困難であると感じるため、他部会からも御意見、御助言をいただけたらと思う。また、次年度に向け加算や計画相談支援事業所の困り事に絞りアプローチしていけたら良いのではないかという意見もあるため、今後より良いシステムとなるよう協議していこうと思っている。

二点目は、障害福祉サービスから介護保険へのスムーズな移行についてである。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)の一環でもあるが、障がいのある人が65歳到達により介護保険へ移行するにあたり、相談支援専門員と介護支援専門員との間で、引継ぎに課題があるということで、スムーズに移行できるよう、基幹相談支援センターや習志野ケアマネ連絡会に協力いただき、他自治体も参考にしながら検討チームを立ち上げ、フローチャートを作成した。また、他市で行っている移行支援会議を本市でも実施できないか検討し、試行的に一度開催をした。開催頻度や構成員については検討も必要だが、今後も継続していけたらと思っている。

【松尾会長】

相談支援部会からの報告について質問などあるか。

～質疑等なし～

続いて、重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会より願います。

【浅川委員】

広報紙ならとも3月号に部会活動がまとめられている。

一点目は、「ならとも避難ぷらん」についてである。令和5年6月28日(水)に「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を開催し、災害時における支援体制について、現状の取り組みや課題などについて、それぞれの立場からの意見を伺った。来年度は、2回開催できたらと思っている。「ならとも避難ぷらん」については、未作成の33名に書式を送付し、現在23名の避難ぷらんを作成している。避難先候補として記入されている施設や居住先を地図に落とし込んだ。現在、介護保険施設へ順次受入れのお願いに行っており、8月に玲光苑習志野ローズ館、令和6年3月にあっとほーむ習志野、東部保健福祉センター、習志野偕生園の、いずれの施設からも受入れの承諾をいただいた。

二点目は、医療との連携についてである。重症心身障がい児者・医療的ケア児者等が利用しやすい病院、店舗等であることをわかりやすくするため、「ナラシド♪」が車いすに乗っていて、呼吸器を着けているイラストのステッカーを作成し、賛同いただける医療機関や飲食店に貼ってもらえるよう、検討をしていた。

三点目は、介護保険施設における共生型サービスについてである。12月22日にセイワ習志野の共生型サービスを正式に契約し、1月9日から利用を開始している。現在も定期的に利用している。

2月1日より、習志野玲光苑の積田氏が医療的ケア児等コーディネーターとして配置された。また、ケアセンター習志野が令和6年度から医療型短期入所の指定申請を予

定している。

【松尾会長】

重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会からの報告について質問などあるか。

【景山委員】

ステッカーについて案を出していたが、障がい福祉課から回答がない。最初は医療機関への掲示を予定し検討していたが、協議する中で医療機関に限らず、介護保険施設や飲食店など、車いすや重症心身障がい児者・医療的ケア児者等が利用しやすい施設であるという目印となるようなシールになるのではという事で、ステッカー作成について障がい福祉課へ投げかけていた。課としての回答を伺いたい。

【事務局】

市では、重症心身障がい児者・医療的ケア児者やその家族が地域で安心して暮らせるために、ステッカーの作成を検討してきた。このステッカーは、受診可能な医療機関や利用可能な店舗等、災害時に電源の使用が可能な施設等を示すものであり、地域社会における包括的な支援を目指すものと理解している。ステッカーは、医療機関だけでなく、飲食店や美容室などの様々な施設において、重症心身障がい児者・医療的ケア児者やその家族が安心して利用できる環境を促進するための具体的な手段であり、それにより当事者や保護者の不安を軽減し、地域社会全体での支援体制の強化を目指すものとして、一年間検討してきたところである。

しかしながら、令和6年度は実施が難しい状況である。今後については、補助金獲得を含め、更に効果的な方策の検討を進めることが大事だと思っている。今後の考え方については、ステッカー配付に留まらず、市民に対する啓発活動や施設の利用しやすさを向上させるための様々な取り組みを検討することも大事だと思う。

部会をはじめ、協議会委員の御意見を参考にしながら、より効果的な支援手法を模索し、重症心身障がい児者・医療的ケア児者やその家族が地域で安心して暮らせる環境を実現させるため、努力していく。

【松尾会長】

費用対効果として予算取りが難しいということか。

【景山委員】

手書きのイラストであればデザイン料がかからないため、印刷代のみとなると思う。

【松尾会長】

もう一度、課で検討していただき、運営会議等で市の見解を伺えたらと思う。

【内山委員】

予算が難しいようであれば、クラウドファンディングなど実行に向けて別の方法を検討していけると良いと思う。

【景山委員】

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場で、御家族から出た意見であるため、是非叶えていただけたらと思う。

【松尾会長】

他に何か質問等はあるか。

～質疑等なし～

続いて、児童部会より願います。

【小林委員】

令和6年2月15日に、「ライフサポートファイル作ろう会」を開催した。当初の予定より人が集まらず、一組だけだったが、保護者と対象児童の相談支援専門員と一緒に参加をした。ひまわり発達相談センター續氏、あじさい療育支援センター中神氏、児童部会から習志野特別支援学校の荻野委員、NPO 法人じょいんとの松井委員からライフサポートファイルについてお話いただいた。参加者は少なかったが、充実した内容であったと感じている。乳幼児、学童期に限らず、青年期、成人期どの年代からでも始められるものであると思っているため、来年度は活用するメリットを関係各所に周知していけたらと思っている。

その他のテーマについても取り組んでいけたらと思っている。

【松尾会長】

児童部会からの報告について質問などあるか。

【松井委員】

部会において、きょうだい児支援についても検討しており、浦安市で活動している「肢体不自由児きょうだいの会 ぞうさん組」の方に御意見を伺いたいという話だったが、謝礼が支払えないと部会にお呼びするのは難しいという事で、話が流れてしまっている。先方が無償での参加を了承していただけていても、部会へお呼びする事は出来ないのか。

【事務局】

報償費無での参加については、先方が了承していれば可能である。

【松尾会長】

出席依頼の方法等については、事務局に確認しながら進めていただけたらと思う。

他に何か質問はあるか。

～質疑等なし～

続いて、地域生活支援部会より願います。

【武井副会長】

今年度からリニューアルした部会のため、各委員が障がいのある人の地域生活を支えるための制度や市内の資源の現状や特徴を知るところから始めた。そこから見えてくる今後の課題や協議の在り方を考えるということでこれまで活動してきた。

近年、就労系事業所やグループホームが増えてきている一方で、重度の知的障がいや身体障がいの方の日中活動の場が足りていないという、ニーズとサービスのミスマッチの部分が増えてきた。そういった課題を部会で協議している間に、7月には共生型サービス事業所が1ヶ所でき、9月、12月には日中サービス支援型グループホームも開設されるなど、障がい者を取り巻く環境、地域資源が変わってきている。

平成30年度の障害福祉サービスの制度改正で、新たに障害者の重度化、高齢化に対応するために創設されて、短期入所施設を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場としての機能を有する日中サービス支援型グループホームが開始されたが、地域の実情に疎く、専門性も高くないような運営法人による全国展開が始まっている。愛知県内の事業所においても、食材費の超過徴収が問題となっており、大きく報道された。その後、厚生労働省からも勧告が出ており、愛知県の調査結果も2月に報告された。愛知県内の27カ所のグループホームにおいて、2億円を超える超過徴収が確認されたことと、それに加え未解決の事案もあり、継続調査が続いているということであった。同法人によるグループホームは千葉県内にも17カ所開設している。県内では、利用者への心理的虐待が報道されており、食材費については正式な発表がなくわからないが、引き続き関心を持ち検討していきたいと思っている。

また、日中サービス支援型グループホームについては、サービスの質の向上を図るため、自治体が設置している協議会へ事業所が実施報告書を提出し、協議会において定期的に評価をすることになっており、その評価内容を県の協議会へ報告することとなっている。今後、協議会としてどのように評価していくのか運営会議でも検討しているが、部会の中でも協議していけたらと思っている。

前回の全体会後に協議しているものとして2点あり、1点目は、これから障害福祉サービスを利用する障がい当事者や御家族向けの、「市内障害福祉サービス事業所に関する情報提供」を見直せないかということである。今、事業所ハンドブックを用意しているが、内容は事業所名と連絡先、サービスによって住所、対応している障がい種別で、各事業所1行程度の情報量である。これから利用する事業所を検討するには情報が少ないため、グループホームと18歳以上の通所系の日中サービスに関してもう少し利用者ベ-

スで分かりやすい情報提供ができないか検討中である。通所系については、他市を参考に1事業所1ページくらいで作れないかという意見が部会が出た。

2点目は、2月の部会で花の実園とあきつ園の見学をした。それぞれの施設の成り立ちや取り組み等を伺った。部会委員も新たな知見を得たり、考えたことがあった。その辺を今後の部会に活かしていけたらと思っている。市の課題として、市内に障害福祉サービスを行う事業所が増えてる一方で、事業者同士の課題意識の共有や、同じ課題意識に基づいた取り組みが行えていないということがあるため、今後、事業所意見交換会等でもう少し意識の共有をしていけたらと思っている。市では、緊急一時的な支援を実施した場合にもサービス費の請求ができる地域生活支援事業(日中一時支援)の登録ができるようになっており、緊急で夜間宿泊する人を支援した場合に請求ができるが、知らない事業所もあり、登録している事業所が少ないため、活用していただけるよう、部会でも検討していけたらと思っている。

令和6年度に障害福祉サービスの制度改正が行われ、一般のグループホームに関して介護保険の取り組みを参考にして利用者及びその家族、地域住民の代表者にグループホームのことを知ってもらうために地域連携推進会議の開催と、年1回以上の見学会の実施が努力義務となるようだ。調べたうえで、啓発等行えたらと思っている。

【松尾会長】

地域生活支援部会からの報告について質問等はあるか。

～質疑等なし～

なければ、雇用促進部会より報告する。

雇用促進部会は、先ほど報告した地域生活支援部会と、昨年度までは就労支援部会として活動していたが、今期より一般就労の雇用を進めていくための検討をする部会として活動をしている。今年度、法定雇用率も2.5%となるということで、制度的にも実際の一般の企業に雇用されている障がい者数としても年々増えてきている。

しかし、一方で障がいのある人の雇用の「質」が全国で問われており、ただ単に雇用し法定雇用率を満たしていれば良いということではなく、働く意味や意義、働き方(中身)をしっかりと高めて行こうと協議されている。特例子会社であったり、一般企業でもたくさんの人を雇用しているところもあるが、「ならとも」「地域共生」というキーワードに当てはめてみた時に、障がいのある人が沢山雇用されている企業の中で、実際その方たちが共生を図っているのかという視点で考えた時には、まだ多くの障がいのある人を雇用しているものの一般の雇用されている人たちとは別の建物であったり、別のフロアであったり、働く事を通して共生を図ることがまだ出来ていないという現実がある。そうい

った意味でも、就労というところで、如何に共生を図って行くか、いろいろな形で検討されている。雇用促進部会では、市内(地元)の特性を生かした障がい者雇用をどう進めて行くか考えた時に、地元企業(中小企業)での雇用をいかに進めるかが大きな課題でもあり、ポイントではないかというところで協議を進めている。その中で、出来る事の一つとして中小企業に障がい者雇用のメリットを知っていただくためのパンフレットを作成しようと思っている。パンフレットと聞くと、どこにでもあるように思うかもしれないが、今出回っている「障がい者雇用を進めてください」というようなチラシは、既に雇用している企業には有効かもしれないが、今まで雇用していない企業に向けて興味を持ってもらえるようなパンフレット作りをしようと思っており、商工会議所等いろいろな方に協力いただき検討しているところである。部会では夏前には作成し、商工会議所での企業の集まり等で啓発を図っていき、地元の中小企業での雇用を1件でも、2件でも進めて行きたいと思っている。

もう1点は、中小企業の門戸を開いていただき、雇用していただけるようになって、地元企業で働く人とのマッチングも大事だと思っている。求人票の中で、都内の大企業と地元の中小企業の求人票を並べた時に、どうしても大企業を選ぶ人が多い。ネームバリューだけではなく、中小企業や地元企業で働くことのメリットをしっかりと理解していかなければならない。この両輪があってこそ、地元中小企業での雇用が進むと思っているため、双方の働きかけを雇用促進部会で行っていこうと思っている。

雇用促進部会からの報告について質問等はあるか。

～質疑等なし～

なければ、社会資源開発・改善部会より願います。

【内山委員】

障がいのある人の居住支援について協議をしている。民間の賃貸住宅をなかなか借りられないという現状、課題が見えてきている。住宅課職員から、市営住宅に入居しているという話を伺ったが、現場の感覚としては市営住宅に入れている障がい者の方が少なく、民間の賃貸住宅で暮らしている方が多くいる中で、転居をする際の課題が減っていくためにはどうしたら良いかという事を検討している。地域生活支援事業の一つとして、居住サポート事業があるが、市のケースワーカーが一人ひとりのアパート探しを支援している段階だが、市民に対して居住サポート事業を実施していることが見えてこないという事を考えると、相談窓口を設置したらどうかということで提案している。相談窓口で見えてくる課題も出てくると思う。当事者だけではなく、不動産会社や大家に対し、障がいのある人へ部屋を貸した時の困り事も相談できる窓口になると良い。また、不動産

会社や大家向けの、障がいのある人へ部屋を貸しやすくするためのポイント等のパンフレットを作成するのも良いのではないかと考えている。

住宅を確保し住み続けられるための協議の場として、居住支援協議会ができれば良いと考えているが、設置している自治体も県内に少ない。「習志野市住生活基本計画」の策定委員会が来年度あたりから始まるかと思い、委員として地域共生協議会も参画できないか伺ったが、福祉分野は次期も社会福祉協議会及び民生委員児童委員の会長になると思うという回答であった。そのため、社会福祉協議会や民生委員の会長へ、障がい分野の現状や課題等を伝えていけたらと考えている。

2点目は、無料低額宿泊所についてである。無料低額宿泊所は一時的な利用を目的とする施設であるが、長期に渡り利用している人もいる。その人たちが、いろいろな情報を持ちながら利用しているのか、情報が行き渡っていないためにロングステイになっているのか、選択の権利が守られているのか、今後アセスメントしていけたらと思い検討している。

差別の集計方法等について、千葉県の障害者福祉推進課の三本木氏と、習志野保健所の屋代氏に12月の部会へ参加いただき勉強会を実施した。県は障害者差別解消法ができる前から、条例で障がいのある人への理解を深める活動をしてきているため、県のノウハウを活用しながらできる事がないか勉強をした。相談窓口としては、県と市の2ヶ所あり、市の窓口で対応したケースだけを見ていると市内の障がい者差別の全体像を掌握できないという現状がある。習志野市で発生したと思われる案件について、同じ分野での差別等、事業者向けのアプローチができると良いと思った。

2点目は交通安全推進隊についてである。現在、奏の杜の特別支援学校のバスが停まる場所へ、日赤谷津支部と有志の方にボランティアで見守りをしているが、高齢化に伴い来年度からの活動はできないという申し出があった。学校へ確認したところ、現在は大きな課題がないため問題ないという事であったため、一旦休止となる。今後、特別支援学校のバス停でお困りの事があれば、また連絡いただけたらと思う。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会からの報告について質問等はあるか。

～質疑等なし～

なければ、ここで5分程度の休憩に入る。

休憩後、日程第4報告(2)第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画(案)についてから再開する。

(2)第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画(案)について

【松尾会長】

休憩前に引き続き、会議を開く。

日程第4報告(2)第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画(案)について、事務局より願います。

【事務局】

お手元の資料2、3を御覧いただきたい。資料2は本編、資料3は概要版である。習志野市障がい者地域共生協議会第2回全体会において皆様から意見をいただき、12月に市関係各課へ意見照会をし、案をまとめ1月に千葉県へ意見照会をし、県より意見無しと回答があったため、現在策定に向けすすめているところである。前回配付した計画案から数カ所変更となっている。まず、表紙であるが、令和6年度～令和8年度の後に「実施計画」と追記している。今までも、障がい者基本計画の下位計画として位置づけているが、わかりやすくするために追記した。23ページの成果目標5について、前期の達成状況をまとめているが、現計画書に記載の第1期の計画「保育所等訪問支援実施事業所数」のままとなっていたため、「保育所等訪問支援の利用体制」に変更している。

26ページの施設入所者数(令和4年度末)の実績が、前回106人で記載していたが、107人に修正している。53ページの表の一番上の欄については、以前配付したものは「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」となっていたが、基本指針に従い、その後ろに「(保護者)および実施者数(支援者)」を追記した。あとは、軽微な修正をしているが、大きくは変わっていない。

現在、案となっているが、策定後ホームページ等で周知していく。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

～質疑等なし～

(3)習志野市障がい者地域共生協議会令和5年3月提言書への回答について

【松尾会長】

次に、日程第4報告(3)習志野市障がい者地域共生協議会令和5年3月提言書への回答について、事務局より願います。

【事務局】

令和5年3月にいただいた提言書について、回答させていただく。11月を目途に回答

する予定でいたが、この時期になったことをお詫びさせていただく。

—提言書の重要提言項目について、提言内容とその回答を読み上げ—

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

【景山委員】

重症心身障がい児者の卒後の行き先がないという事について、これまでも話をしてきたが、福祉計画の40ページ「生活介護」の実績や見込みの内訳として、「強度行動障がい」「高次脳機能障がい」「医療的ケアを必要とする人」の記載はあるが、「重症心身障がい児者」が入っていないのは、何か国からの指示があるのか。また、計画書31ページに記載されている医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、子どもの支援の目標にしか記載されていないが、大人も必要であるということがわかるようにしてほしい。

【事務局】

この計画は、国の指針に即して分類し見込量を設定しているため、この計画に盛り込むことは出来ないが、今御意見いただいている事は大切なことであると思っているため、計画には載っていないが市として取り組んで行く。

【松尾会長】

他に何か質問あるか。

この提言書は令和5年3月に提出したものであるため、今期の部会名、部会構成と変わっている。地域生活支援部会と記載されているものは、現在の重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援部会が行っている。

今回の回答は、「検討する」というものが多いため、今後部会に持ち帰り、内容等を確認し後追いしながら優先順位を考え、協議を継続していただけたらと思う。

今までも、協議会から3年毎に提言書を提出していたが、このような形で書面で回答いただいたのは初めてである。その点については、障がい福祉課に御尽力いただいたと思っている。今回、目で見える形で回答いただけたことは有難いことであると感じる。細かい内容については、部会で確認いただきながら市と確認していけたらと思う。

第5 その他(事務連絡等)

【松尾会長】

次に、日程第5 その他について、事務局より願います。

【事務局】

3名の委員の変更について、御報告させていただく。

社会資源開発・改善部会の米山委員が、1月末をもって、協議会の委員を辞職した。米山委員は、平成26年4月から、委員として活動いただいていた。新委員については、令和6年4月より、津田沼中央総合病院の医療ソーシャルワーカーの方に委嘱予定である。

次に、相談支援部会(部会長)の恩田委員が、3月末をもって変更となる。4月からは、同法人の別の方に委嘱予定である。恩田委員は、今年度からの委嘱だったが、部会長として活動いただいていた。御礼申し上げる。

続いて、地域生活支援部会(副部会長)の豊嶋(としま)委員が3月末をもって変更となる。4月から同じNPO法人の別の方に委嘱予定である。豊嶋委員は、協議会の立ち上げ当初の平成20年4月より、長きにわたり委員として活動いただいていた。御礼申し上げます。

今月下旬には、所属機関の人事異動などがあるかと思う。人事異動等により委員が変更となる場合は、後任の方が決まり次第、すみやかに事務局まで変更届の御提出をお願いする。書式は、後程メールにて送付させていただく。

もう1点、日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会での評価について説明させていただく。平成30年の障害者総合支援法の改正に伴い、日中サービス支援型共同生活援助が創設された。利用者が1日を通じて過ごすことができるグループホームであるが、運営に当たっては地域に開かれたサービスをすることにより、サービスの質の確保を図るという観点から、地方公共団体が設置する協議会(本市では、習志野市障がい者地域共生協議会)において、定期的に年1回以上、事業所が実施報告をし、協議会から評価を受けると共に、当協議会から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとなっている。本市では、令和5年9月、12月に2事業所が県の新規指定を受けている。新規の場合は、指定後1年以内に協議会へ実施報告書を提出することとなっており、協議会で評価をした後、12月末までに当協議会から県の協議会へ評価内容を報告することとなっている。現在、どのような体制で評価をしていくか、運営会議において検討をしている。方向性が決まり次第、御報告させていただく。

【松尾会長】

何か質問や連絡等あるか。

～質疑、連絡等なし～

閉会

【松尾会長】

本日の日程は以上となる。

次回の全体会は、令和6年5月下旬を予定している。日程が決まり次第、連絡させていただきます。

これをもって、令和5年度習志野市障がい者地域共生協議会第3回全体会を閉会する。